

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 7 月 1 0 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年7月10日（金） 13：00開会

14：27閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志	々	田	まなみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長	谷	川	信	男
管理部長	池	田	克	輝	
学びの革新推進部長	富	永	六	郎	
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保	
参	与	生	田	徳	廉
理	事	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透	
秘書広報室長	糸	崎	誠	二	
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一	
学校教育情報化推進課長	山	崎	真	紀	
義務教育指導課長	重	森	栄	理	
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋	
特別支援教育課長	三	浦	直	宏	
生涯学習課長	田	坂	嘉	章	

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	第 1 号 議案	県立高等学校の学科の再編について	1
日程第 3	第 2 号 議案	令和 3 年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針の変更について	3
日程第 4	第 3 号 議案	博物館相当施設の指定について	6
日程第 5	報 第 1 号	令和 2 年広島県議会 6 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	8
日程第 6	報告・協議 1	令和 2 年度一人 1 台コンピュータ導入校のデジタル機器活用状況について	10
日程第 7	報告・協議 2	県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	13

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 県立高等学校の学科の再編について

平川教育長： それでは、第1号議案、県立高等学校の学科の再編について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、第1号議案によりまして、県立高等学校の学科の再編について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。1、要旨にございますとおり、沼南高等学校の普通科を令和3年度から募集停止いたしまして、家政科と園芸デザイン科から成る専門高校に再編するものでございます。

2、理由でございますけれども、資料の2ページをお開きいただければと思います。まず、入学者数の状況でございますが、福山市域の生徒数が減少する中で、沼南高等学校におきましては、普通科、家政科、園芸デザイン科の各学科1学級の入学定員に対し、3学科合計で40人、1学級分以上の定員割れが続いている状況にありまして、学校規模を適正化することが必要であると考えております。

そうした中で、近年特に普通科の入学者数が減少傾向にあること、それから、配置図にお示ししておりますとおり、農業に関する学科及び家庭に関する学科は福山市域で唯一となっていることなどを踏まえまして、普通科の募集停止を行い、家政科と園芸デザイン科から成る専門高校に再編したいと考えております。

資料の1ページにお戻りをいただければと思います。3、学科の再編後の方向性についてでございます。今後も沼南高等学校の使命であります地域産業の発展に貢献することができる人材の育成を目指した教育を実施していくことが必要であると考えております。その際には、福山市域で唯一の家庭に関する学科及び農業に関する学科から成る専門高校といたしまして、実習等の体験的な学習を始めとした職業教育を通して、地域の企業が必要としております社会人としてのコミュニケーション能力や主体的に取り組む態度、そういった資質、能力を身に付けさせていきたいと考えております。

また、複数の大学科から成る専門高校としての強みを生かすということで、両学科が互いの教育内容を取り入れて、多様な教科・科目を選択可能とするほか、両学科の生徒が協働して課題研究に取り組むなど、学科の枠を超えた連携を推進していきたいと考えております。

さらには、地域と連携・密着した体験活動や、地域の特産品等の資源を活用した探究活動など、地域や社会との接続の機会をより一層充実させ、地域に根差した学校の特色づくりを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 1ページの3の真ん中の丸のことなのですが、両学科がお互いの教育内容を取り入れ、多様な教科・科目を選択可能とするほか、両学科の生徒が協働して課題研究に取り組むなど、学科の枠を超えた連携を推進するとありますが、ここでは3科を二つにと

ということになっているのですが、学科の枠を超えた連携を推進するというのは、具体的にはどういうことなのでしょう。

杉本学校経営戦略推進課長： 現在も一部行っているものでございますと、地域との連携として保育園や高齢者を招いて交流みたいなものを行っております。こういった部分で、今度、農業と家庭系の学科が一緒に取り組みますので、ブドウですとかイ草といったものが地域の伝統的な産業としてあって、そういったものを作るとか、それから家政科ですと、それを使って、福祉施設へ行ってフラワーアレンジとかセラピーみたいなものとか、そういったものも取り入れて、これまではどちらかという各学科が違う方向を向いて取り組んできたという部分がありましたので、そこを融合させて、お互いの、両方の生徒が一緒になって取り組んでいく。そういう中で、お互いの生徒が地域へ出て、生徒が育てた、栽培したものと、それからアレンジしたものとかで併せて福祉施設へ関わっていく、家政科の生徒の取組とか、そういったものを融合させて取り組んでいくと、そういったことを考えております。

細川委員： ということは、今までは、今おっしゃったように単独でそれぞれが学習していたけれども、今後は、この家政科と園芸デザイン科が合同というか、そういうことでいろいろな取組をするということなので、その具体的にその取り込もうとするそのやり方とか配分の時間とかいうのは、もう決まっていますのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： すみません、この部分につきましては、今日決定をして公表するという運びになりますので、具体の中身は関係課等とも学校と連携してしっかり中身を作っていくと思っています。

近藤委員： 2点お聞きしたいのですけれども、先ほど具体的な中身はこれからというお話があったのですが、学校の今のホームページを拝見すると、各学科、園芸デザインの方が園芸福祉類型というのと園芸技術類型という二つの類型があるようで、家政科の方は被服・食物という類型と保育・福祉の二つの類型があるようなのですけれども、それぞれの類型も今後また見直しの予定があるのかということとをまず教えてください。

杉本学校経営戦略推進課長： 教育内容をこれから詰めるということなので、今はっきり見直すとは決めているわけではないのですけれども、当然学校の方も、具体的教育内容、それから取っていく科目なども変えていく必要がある程度あると思っております。なので、新学習指導要領の下で総合的な探究の時間ということで、探究的な学びをやっていくということもありまして、これも2学科が合同でやっていくという流れになっていくと思っておりますので、今の類型も含めて、どういうふうに変えていくか、これはまた関係課と調整しながら進めていきたいと思っております。

近藤委員： ここの学校の強みというか資源として、大きな農場があるというのをお聞きしてまして、今それはどのように活用されているのかということと、どういう可能性があるのかということとを教えてください。

杉本学校経営戦略推進課長： 現在、農場については、農業の単科校である庄原実業、西条農業に次ぐ規模の農場、大きな農場を持っておりまして、栽培もブドウがやはり中心にはなると思うのですけれども、そのほかにも花、園芸デザインなので花卉系のもとか、あと野菜なども育てています。こういうせつかく広いものがありますので、市民農園のような形で地域にも開放し、地域の方も使っているという状況でございます。

そういう意味では、地域ですとか、あるいは地域の農業系の就職先といいますか、JAなんかも今、ある程度協力はいただいているのですけれども、それらの企業との協力を一層進めるとか、そういったことも含めて、この大きな資源を活用できればと考えております。

中村委員： この生徒の状況を見ますと、普通科の募集停止、再編など致し方ないようにも思うのですが、家政科、園芸デザイン科も人数的には少なく、決して現状でいいというわけにはいかないと思っておりますので、今お答えされたような内容、再編の方向性の具体策をしっかりと詰めるということと、福山市内中心だと思っておりますけれども、是非生徒を増やすようなPRをしっかりとするというのを是非お願いしたいと思っております。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、中村委員がおっしゃられたとおり、地域のPRが十分できてないというのも非常に大きな課題だと思っております。福山市域唯一の学科ということあり、またこの学校は就職率が100%というのもありますので、その辺りも含めてしっかりとPRをするように学校と連携してまいります。

志々田委員： これからカリキュラムの中身を作っていく段階に入っていくのだらうと思うのですけれども、やはりそれをするためには校内の準備委員会なり、組織をまず体制を整えてい

くということが必要なと。何もやらないと、今までどおり、その専門コースの専門学科の先生だけでやったりというようなことになるので、まずは校内でカリキュラムマネジメントの専門家をお呼びになられて、カリマネの基本と、それから今、求められている社会に開かれた教育課程というベースの中で、家政とそれから農業というものをどう発展的に授業を作っていくのか。これは全国の先進事例はたくさんあるので、そういうところも見習いながら、やはり探求的学びができるカリキュラムマネジメントを学校の校内体制としてまず作ることが必要なと思います。今あるものではなく、やはりもう一遍リフレッシュということ意識してもらえればと。

それからもう一つは、こういった職業系の科目というのはキャリア教育の部分も大きいと思いますので、本当は、一番いいのは、学校運営協議会の皆さんがどう助けてくださるのかということだろうと思いますし、それから、外部人材で誰を呼ぶのかということも必要ですし、そうした校内のカリキュラムマネジメントを見守ってくださったり支援して下さったりする、そういう別の組織ですね、第三者がやはり客観的にやっていけないといけないと思います。

せっかくの次へのリスタートなので、是非外部人材をうまく活用しながら、いいカリキュラムができるように、県教委としてもそういう情報をたくさん出していただいて、決して学校の中だけでやらないように、是非支援していただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、委員から御指摘のあったとおり、各校で学校運営協議会を持っておりますので、中身づくりと併せて、その地域からの承認をいただきながら、一緒にやっていただけるように取組をしっかりと進めていきたいと思います。

菅田委員： 沼南高校の一つの魅力として、先ほどの広い農地、園芸するところがあるということなのですが、多分、地元の間はそれが開放されているというの知らないのですよね。今度は、農業や家政科とかに力を入れて、開かれた高校になるイメージチェンジをこれからどんどんしますよというものを、福山とか尾道の中学校にPRしていただければ応募者数も増えていくのではないのかなと思いますので、いいイメージを地元でPRするように、何か工夫をしていただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 菅田委員がおっしゃられたとおり、先ほど申し上げたように、今、就職率もしっかり上げていますし、地元の求人も結構あるということで、そういったPRと併せて、やはり学校の雰囲気もよくなっているとか、学校全体で取り組める体制ができたとか、そういったことを含めてしっかりPRできるように、学校と一緒に取り組んでいきます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

第2号議案 令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針の変更について

平川教育長： 続きまして、第2号議案、令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針の変更について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 第2号議案、令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針の変更について御説明いたします。

本基本方針につきましては、5月15日の教育委員会会議におきまして御審議いただき、決定したところでございますが、この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島叡智学園中学校の第2次選抜につきまして、選抜の方法等を一部変更するものでございます。

変更の内容につきましては、資料4ページの新旧対照表を御覧ください。中ほどにありますけれども、第2次選抜は、当初予定しておりました2泊3日の共同生活を1日で

実施することとし、2泊3日の共同生活における文言を削除するものでございます。それにあわせて、検査内容を共同生活の振り返りからグループワーク等の振り返りに改めております。

変更する理由につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況が見通せない中、感染拡大リスクを可能な限り低減することで、受検を予定している小学生や保護者の感染に対する不安を解消し、安心して受検に臨んでいただくようにするものでございます。

なお、日程につきましては、資料5ページにお示ししておりますとおり、当初予定しておりました12月24日水曜日から26日土曜日の2泊3日を1日で実施することに伴い、受検者及び保護者にとって都合が良いと思われる12月26日土曜日に設定し直したところでございます。

今後、選抜方法等の詳細な内容につきましては、広島叡智学園中学校ともしっかり連携し、8月に広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項を、9月に広島叡智学園中学校入学者選抜実施要項を公表し、広く周知を図ってまいります。

また、令和3年度広島叡智学園中学校の入学者選抜につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に留意しつつ、これまで実施しておりました選抜の質を確保することにより、選抜の適切な実施に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということであれば、やむを得ないところかなという気もしますけれども、叡智学園は中学1年生から全寮制で暮らしていくという特殊な環境だと思います。2泊3日のこの共同生活を止めて、1日の選抜に変えるということ、その選抜の在り方というのは問題ないという判断をされたということですね。

竹志高校教育指導課長： 御意見いただいております叡智学園の目指すべき人材像というところに照らしまして、この試験において何をみていくのかということ、資質・能力を判断するに当たって、どういう方法が適切かということを検討しております。

それで、まずグループワークによって、コミュニケーション能力であるとか、他者と協働して課題を解決するという把握する、そして、グループワーク等の振り返りを使って感じたことや考えたことを、文章等で表現する力、こういったものもしっかり見ていくということ、そして、面接によって、感じたことや考えたことを自らの言葉等で表現する力について把握するということについてはしっかりと、グループワーク等の振り返りに変更しておりますけれども、まず、ここは担保できると認識しております。

それともう一つ、時間ですけれども、2泊3日というようになっておりましたが、1日目がオリエンテーション、2日目がグループワーク、3日目が半日ほど面接・振り返りをして終わりということで、実質的には検査で使っているところというのは1日ということで、大きく変わりませんので、うまく日程を調整すれば、十分見ていきたい力というのは見ていけると判断しているところであります。

中村委員： 私が少し心配したのは、今後長く集団生活していくということを考えた上で、あえて、必要な時間というのは少ないのかもしれないけれども、2泊3日共同生活するということも見ていらっしゃったのだろうなと思ったものですから、そこは大丈夫ですかねということで、今年はそういうことですが、では、これコロナが落ち着いて、来年以降、それはまた共同生活に戻すということはもうなく、こういうやり方でやっていくということになるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 結論から言いますと、今考えているのは新型コロナウイルス感染症対策ということになっておりますので、本年度のみということで今は考えているところでございます。

中村委員： 最初に申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症ということであれば、やむを得ないとは思いますが、選ぶ方だけでなく、選ばれる方の適性とといいますか、ということにも関わってくるような気がしますので、本当に必要十分な選考を是非していただきたいということと、毎年この規則を変えなくても済むような書き方にされたいかかなという気もするのですが、それはあくまで意見です。以上です。

菅田委員： 新型コロナウイルス感染症対策ということですが、変更がぎりぎり出来るタイミングはいつなのですか。募集開始はいつでしたっけ。

竹志高校教育指導課長： 中学校の出願受付が11月2日から11月9日までとなっております。それで、先ほども申しましたとおり、叡智学園の方から実施要項を出されるのが9月と考えておりますの

で、9月ぐらいのところでは実施要項にしっかりとこれらを明記していきたいと考えております。

菅田委員： そうすると、ぎりぎりまで待たれた方がいいような気がするのですが、といたしますのが、今日の日経新聞にもACE2受容体が若年層は少ないから、新型コロナウイルス感染症にはかかりにくいというのが科学的に分かってきているので、そうすると、別に2泊3日しても問題ないと思いますし、新型コロナウイルス感染症の全容がだんだん判明したら、こういうことをする必要もないかもしれないので、ぎりぎりまでこの決定を延ばされた方がよろしいのではないのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 先ほど、叡智学園の実施要項については9月というお話をしましたけれども、広島県立併設型中学校の入学選抜の実施要項は8月になっておりますので、どちらにしても、8月ぐらいまで検討することは、今、御意見いただいたものがありますので、反映していかないといけないとは思っておりますけれども、8月には全体の要項を作っていくといけないので、そのようにしていきたいとは思っているところです。

近藤委員： 逆の立場からの質問なのですが、新型コロナウイルス感染症がますます蔓延した場合に、今のところ、マスクするなりなんなりで、顔突き合わせて話をしながら協働作業をするという検査形態を取られるのだと思うのですが、状況によっては、遠方から保護者の方に連れてきてもらってというのが難しくなったりとか、グループワークも心配とかいう話も出てくるのかなと思ったりもします。そうなったら、またこれは変えるのかとか、代替的などところも行うのかというのでも検討されていたりするのかなとか、その辺りはいかがでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 実際の適性検査の具体的内容等については、学校側がメインで作っていくようになりますので、この辺りのところについては私どもも様々なシミュレーションをしながら、2案、3案作っていくような形をして対応していかないかと思っております。学校とも細かい連携をしながら、その辺りのところは対応していければと思っております。

志々田委員： あんまり新型コロナウイルス感染症の明るい見通しを祈っていても、また難しい状況になったり二転三転するので、今年はこの形で今の時期、タイミングで決めるのは仕方がないのかなと思うのですが、選抜ということだけを考えると学校側の都合のように思えるのですが、逆に言うと、2泊3日の体験をさせるということは、生徒側にとっても、本当に自分がここでやっつけられるのかということを確認する、とても大事な場なので、要らないとはやはり思えないか、適正な進路選択をするためにも、やはり何らかの機会を用意してあげなければいけないなど。それが選抜の期間でなくてもいいと思うので、なかなかいろいろな人を学校の中に招くというのが躊躇される時期ではあると思うのですが、従来やっているオープンスクールであるとか、それから募集のためのホームページとかであったりとか、そういうところでたくさん情報を出してあげて、こんな生活をするんだよとか、実際に、本当なら子供たちは先輩とかにお話を聞いたほうが勇気付けられるだろうし、自分の適性も感じられるので、そういう2泊3日で自分で試せない分だけ、より多くの情報を子供たちに渡してあげて、自分で、それからガイダンスとか試験のときにも極力伝えて、脅すわけではないけれども、ここでみんなと一緒に共同生活を24時間やるけれども大丈夫かなというようなことを自分で決めましょうねと、今年はこの機会がなかったのが皆さんに体験してもらえないのだけれどもということをお子たちにしっかりと情報提供してあげられると、大丈夫だとは思っていても駄目な場合もあるので、かなり覚悟できるような機会を提供してあげてほしいと思います。

竹志高校教育指導課長： 御意見いただいたとおり、選抜するだけではなく、入学してから6年間、ここでしっかり学んで、目指すべき人材像に育ってもらうということが大きな狙いになっておりますので、入る時点で叡智学園の魅力を感じていただき、ここで頑張るんだという覚悟を決めるということは非常に大切だと思っておりますので、今言っていただきましたオープンスクールでありますとかホームページの充実というところをやっていききたいと思います。

具体的に、この度の6月にやったオープンスクールはウェブを使って、実際に来なくても多くの方に見てもらおうという取組をしておりますので、そういった新たな取組ももっと挑戦していこうと思っております。

細川委員： この選抜方法を変更するというのは、やはり保護者にとっても、それからここを目指す児童にとっても、非常に不安が大きいのではないかなと思います。2年この変更前の

やり方でやられて、今年は違いますというのはなるべく丁寧にアナウンスしていただきたいところがあるのですが、この2泊3日の共同生活という選考方法を2年やられてみて、その選考方法としての評価はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： この2泊3日という長期間に渡って子供のいろんな姿を見られるということで、確かに本当に共同生活ができるかという部分を見ることは可能であったと思っております。その辺りのところでは、こういう形で実施してきたことについては、本当に叡智学園にとってもいい試験方法、選考方法であったと認識をしているところでございます。

細川委員： 以前、これとは関係ないのですが、山・海・島がなぜ2泊3日でなくて3泊4日なのかという議論もあったと思うのですが、やはりこの叡智学園の選考方法が2泊3日という、先ほどは実質こうですよと言われたけれども、中村委員のおっしゃったように、2泊3日は間違いないのですよね。ですから、やはりそういう時間を使うことを、子供たちが今後の学園生活で生かされるかどうかというのが今年はなく、グループワークに置き換わるとしたら、やはり、そのところは慎重にしていかなければいけないし、きちんと評価するこちら側も、2泊3日に応じたものの評価ができたという確固たるものがないと、叡智学園で生活をしていく上でいろいろ支障が出ていけませんし、その辺りのところの取り組もうとしておられることというのは、何か具体的にはお考えなのですか。

竹志高校教育指導課長： 具体的な検査体制というのはこれから組んでいくようになると思いますけれども、実際に与えたグループワークだけを見るものということではなく、全体を俯瞰して見るような者の数を増やして、見る視点も明確にし、多くの情報を取って、それをうまく反映していくということが一つ考えられるかなと思っていますところでございます。

細川委員： 繰り返しますけれども、受験する側のその不安も取り除いていただきたいですし、その選考方法の内容も十分充実したものにさせていただくようお願いを申し上げたいと思います。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 博物館相当施設の指定について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、博物館相当施設の指定について、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第3号議案、博物館相当施設の指定について説明いたします。

この度公益財団法人みやうち芸術文化振興財団から、アートギャラリーミヤウチの博物館相当施設の指定申請がございました。

説明に入ります前に、博物館相当施設について、簡単に補足をさせていただきたいと思っております。3ページを御覧ください。博物館法で規定される博物館には、登録博物館と博物館相当施設の2種類があります。相当施設は、登録博物館と比較をいたしますと、設置主体、職員や施設等の要件が緩やかですが、規定によりまして美術品補償制度の対象になるなど、社会的信用やステータスを得られるといったメリットがございます。

それでは、アートギャラリーミヤウチについて説明に入ります。4ページを御覧ください。この施設は、平成25年9月に廿日市市宮内に設置をされました。7ページに地図をつけておりますけれども、西広島バイパスから佐伯・吉和方面に向かう県道沿いにご覧いただけます。芸術文化の振興に資する事業を行うことによって、活力ある芸術創造と地域

社会の発展に寄与することを目的としており、広島や地元にはゆかりのある作家の作品を中心とした企画展やワークショップなどを行っています。他の美術館と比較し、芸術を通じた人との交流や地域に根差した活動に重きを置いている点が特徴でございます。

5ページから8ページがリーフレットの抜粋、それから9ページ以降がこれまでの企画展等のチラシとなっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。博物館相当施設の指定を受けるためには、博物館法施行規則第20条第1項に定める要件、並びに博物館に相当する施設指定審査要項に定める要件を満たしている必要がございます。申請書類の確認とともに学識経験者による実地調査を行い、意見を聴取した上で判断をいたしております。

こちらの表は、左側に指定の要件、それから真ん中、中ほどが施設の状況、それから学識経験者の所見という構成になってございます。

では、具体的に説明します。第1号は、博物館の資料でございます。アートギャラリーミヤウチには、広島や地元にはゆかりのある作家の作品を中心に、絵画や彫刻など534点の資料がございます。中でも鼻コレクションと呼ばれる、昭和40年代から60年代にかけて広島市中区立町に存在しました画廊鼻の所蔵資料を引き継いでおり、戦後の広島美術史を知る上で貴重な資料となっております。

続いて、2号、施設についてです。事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること、具体的には、おおよそ132平米以上の面積を有する必要がございます。延べ床面積は502.82平方メートルであり、要件を満たしております。また、展示室、事務室と併用の管理研究室、収蔵庫といった必要な設備も整備されています。もともとギャラリー用につくられた建物ではございませんので、作品の保管場所の環境を整えることに苦労はされていますが、水やほこりの防止について、カーテンを設置するなど、工夫して対応をされているところでございます。

続いて、3号、職員についてです。学芸員又は学芸員に相当する職員を有することとされており、この施設では1名の学芸員を配置されています。

2ページを御覧ください。4号、事業でございます。常設展や企画展のほか、小学生を展覧会へ招き、画家自身がガイドをするなど、教育活動も積極的に実施されています。また、展示スペースの貸出しを行い、作家同士の交流や芸術を通じた人の交流の場とするなどの事業も展開されています。

最後に、5号、施設の運営です。年間の開館日数は100日以上であることなどが定められておりますが、年間250日程度開館されています。来館者は廿日市市、広島市からが中心ですが、企画展の際は全国からの来訪がございます。

以上の各項目の調査状況を踏まえまして、総合所見といたしましては、博物館相当施設としての要件を備えているというふうに考えてございます。また、学識経験者からは、施設面での制約が多い中、堅実かつ積極的な活動を行っており、今後も博物館相当施設として機能を十分に果たすことができると考えるとの意見であり、博物館相当施設として適当であるという評価でございました。

以上のことから、アートギャラリーミヤウチを博物館に相当する施設として指定してよいと考えてございます。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 偶然ですが、この施設、利用させていただいたことがありまして、非常に熱心に、特に現代アートの美術館というのは、なかなか展示したいものも、奇をてらったというところでも、私が見た展示の場合はぐるぐる回るような、そんな工夫をされていたりと非常に工夫をされていて、身近に芸術を感じてほしいという、その施設側の思いがこもった展示会を見せていただいたことが、偶然なのですがあるので、とても喜ばしいことだと思います。

やはり芸術作品、特に今、新型コロナウイルス感染症の関係で様々なものを移動させていくことが難しい中で、地元のよいものを発掘していくという、一つの新しい芸術活動というか、文化活動というものを今一度振興していく必要もこれからの時代はあるかと思っておりますので、是非社会的信頼のある博物館相当の建物として、こちらの施設が皆さんにとって文化の拠点となるような取組をしていただければなと思います。専門家の先生から、苦勞されているけれども、一生懸命堅実に積み重ねてこられたというような評価をいただいていることも、とても安心して、県教育委員会としても博物館相当と認め

ることができるのではないかなと私は思います。以上、意見です。

中村委員：これは博物館相当施設に指定されると、具体的にどういうメリットが生じるのかというのと、あと一覧表でもあればよかったですけど、県内に何か所ぐらいこの博物館相当施設の指定を受けたものがあるのでしょうか。

田坂生涯学習課長：博物館相当施設のメリットでございますけど、先ほども少し申し上げました、美術品の補償制度というのがございます。これは、海外等から美術品を貸していただいたときに、万が一、何か障害や事故等が生じたときに、その障害の一部を国の方で見てもらえるという制度、これも事前の申請が必要になるわけですが、そういったことを受けられることとなります。施設同士で美術品を貸し借りするというのになかなか制約がございますので、そういった意味で、安心して美術品を貸していただけるという立場になるということでございまして、これが一番大きいと思っております。あと博物館同士のネットワークにも入りやすいということもございまして、館自体のステータス、また館自体が発信していくということにも資するのではないかと考えてございます。

それと博物館の状況でございますけれども、現在、県内にいわゆる登録博物館が28、相当施設が五つございます。相当施設には、広島市の安佐動物公園、宮島水族館、福山市立動物園、筆の里工房、あと広島大学の総合博物館という五つがございます。設置者の関係等で広島大学などは相当施設とされているように伺っております。以上です。

平川教育長：ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長：それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長：全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 2 年広島県議会 6 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長：続きまして、報第 1 号、令和 2 年広島県議会 6 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長：報第 1 号、令和 2 年広島県議会 6 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和 2 年広島県議会 6 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案につきましては、資料中ほど「2—臨時に代理した事項」に記載しておりますとおり、令和 2 年教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料の 1 ページをお願いいたします。まず、「1—令和 2 年度一般会計補正予算」の(1)の歳入についてでございます。この度の補正予算額につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計に記載しておりますとおり、26 億 1,300 万円余増額となっております。補正後の現計予算額は 428 億 8,100 万円余となっております。

次に、(2)の歳出についてでございます。この度の補正予算額につきましては、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計に記載しておりますとおり 16 億 5,900 万円余の増額となっております。補正後の現計予算額は 1,667 億 1,900 万円余となっております。

次に、資料の下段、点線囲みの枠内の要求内容についてでございます。

1 点目といたしましては、県立高等学校における感染防止対策のため、トイレの洋式

化工事等を実施する経費とをいたしまして3億8,000万円の予算計上となったほか、2点目といたしましては、公立幼稚園における感染防止対策を徹底するために感染防止用の備品を購入するための経費を支援することとし、補正額は2,400万円としております。

3点目といたしましては、家庭学習に必要な通信費につきまして、低所得世帯の負担軽減を図るため、高校生等奨学給付金等を特例的に追加支給することとし、補正額は6,300万円余としております。

4点目といたしましては、県立学校において感染防止に必要な取組等の整備を進めることとし、補正額は3億1,200万円余としてございます。

5点目といたしましては、県立学校及び市町立学校におきまして、臨時休業に伴う未指導分の補習等を実施するため、学習指導員やスクールサポートスタッフを配置することとし、補正額は8億6,400万円余としております。

6点目といたしましては、開催中止となった全国大会の代替となる地方大会の開催支援のため、感染防止対策に係る経費等を支援することとし、補正額は1,000万円としております。

7点目といたしましては、感染症の拡大を防止しつつ、教員採用試験を実施するための代替試験会場を確保することとし、補正額は500万円余としてございます。

そのほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を受けまして、令和2年度広島県議会4月臨時会において議決されました補正予算につきまして、この臨時交付金を活用するよう財源更正を行うこととしてございます。

教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意をすることが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、6月19日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 今、感染予防の様々な、マスクだとか、それから消毒薬だとかというのとか、やはり需要と供給の関係で値上がりしていたりするのではないかなと思うのですけれども、この金額で、やはりある程度用意も必要だろうと思うので、十分に買える金額なのかどうか教えてください。

江原総務課長： 必要な額はこの度計上させていただいてございますので、この額で十分対応できると考えてございます。

近藤委員： 学習保障に必要な人的体制強化事業のところなのですけれども、具体的に高校や小・中学校などのスタッフの人数が大体何人分ぐらいになるのかとか、この予算から見える具体的なスタッフの配置の状況というのか、その辺りを教えていただけたらと思うのですが。

江原総務課長： この度の補正予算におきまして、県立の高等学校におきましては279名の配置を予定してございます。特別支援学校は12名、それから市町立の小学校につきましては204名、中学校については81名、合わせて576名の学習指導員の配置を考えてございます。

近藤委員： この予算組みでどれぐらいの期間来ていただけるのかとか、各校何人、生徒数にもよるのかもしれませんが、何人ぐらいの生徒さんであれば何人ぐらいの補充で入っていただけるのかとか、その辺り、もし分かれば教えてください。

江原総務課長： 高等学校分につきましては、この度の予算におきまして、翌年3月までの今年度いっぱい期間の学習指導員の配置を考えてございまして、まず、全高等学校につきまして、各3名の配置で予定しておりますとともに、学習指導とは別途、就職指導の補助を行う学習指導員をジョブ・サポート・ティーチャーの担当校33校に1名ずつ配置する予定になってございます。

特別支援学校につきましては、同じく3月の19日までということでございますけれども、対象12校に各1名ということで考えてございます。

市町立小学校につきましては、希望されました9市町の小・中学校につきまして配置をするということで、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、小学校124校、中学校67校に各1名ということになってございます。

それと、学校生活適応支援ということで、これに加えた形でスペシャルサポートルーム等々の支援といったことでの配置も考えているというところなんです。

近藤委員： 予算組みができたところで、具体的な人材の確保というのもできている状況なのでしょうか。

江原総務課長： 今、非常に人材が枯渇しているという状況の中でございますけれども、想定される人材といたしましては、退職をされた教員の方でありますとか、あるいは教員志望の大学

生，さらには学習塾の講師等々もありますけれども，今，既に勤務していただいております非常勤講師の方を時間延長して対応することなども考えております。

平川教育長： ほかに御質問，御意見ございませんでしょうか。いいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは，以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって，本案は，原案どおり承認されました。

報告・協議 1 令和 2 年度一人 1 台コンピュータ導入校のデジタル機器活用状況について

平川教育長： 続きまして，報告・協議 1，令和 2 年度一人 1 台コンピュータ導入校のデジタル機器活用状況について，山崎学校教育情報化推進課長，説明をお願いいたします。

山崎学校教育情報化推進課長： 報告・協議 1 によりまして，令和 2 年度一人 1 台コンピュータ導入校のデジタル機器活用状況について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。今年度，生徒一人 1 台のコンピュータを導入いたしました県立高等学校 35 校を，学校再開後，6 月 1 日以降の実際の授業でどのように活用しているかというのを御紹介したいと思います。

2 ページを御覧ください。こちらは文部科学省が示しております学校における ICT を活用した学習場面ということで，大きく三つに分けて場を設定しております。一つ目が A の一斉学習，二つ目が B の個別学習，三つ目が C の協働学習でございます。この場面別にそれぞれ各校で実際に実践している事例を御紹介いたします。

3 ページを御覧ください。まず，一斉学習の例でございます。こちらでは，教員が用意いたしました教材を大型ディスプレイに提示いたしまして，この表示された画面に教員がポイントを書き込むなどして説明をし，それを生徒たちが自分の手元のコンピュータなどに見比べながら確認をしていくという授業の進め方をしている例でございます。

4 ページからは個別学習の事例でございます。個別学習におきましては，授業の中の演習問題であったり，最後の振り返りの小テストであったり，そういったもので活用している事例が多くございます。一つ特徴的というか，非常に興味深いやり方といたしまして，6 ページの吉田高等学校の例を御覧いただきたいのですが，こちらの三つ目の下の写真を御覧ください。教員が研修や出張等でどうしても不在になってしまう，いわゆる自習時間というのが出てきてしまいますけれども，そのときは，通常であれば生徒たちは自習をして，ほかの教員が見守るというような形になるのですが，こちらの学校では事前に担当教員が動画を用意しまして，これを個別に生徒たちが見ながら，自分で学習に取り組むというような使い方を工夫しております。

では，8 ページ以降が協働学習の事例でございます。まず，こちらの呉宮原高等学校の事例におきましては，クラウドサービスのビデオ会議システムを使って，これ授業ではないのですが，生徒総会，生徒会選挙の実施を行っております。これは，やはり新型コロナウイルス感染症対策ということで，密を避けるという意味で，会場を分散するという事で，生徒の方から提案があってこのような形を進めたと聞いております。

9 ページの油木高等学校の事例では，こちらは Jamboard というアプリを使っておりますが，皆さんも付箋紙を使ってブレインストーミングというような形の話合いというのをかなりされたことがあると思うのですが，これをアプリの中で，電子上でやっていくという進め方です。こういった手法を使うことによって，今まで手を挙げて発言するということが苦手だった生徒も，自分の意見を発表するということがやりやすくなっているというような効果が出ているという報告を受けております。

そのほかの詳細，個別にもいろいろ紹介しておりますので，また後ほど御覧ください。

では，1 ページに戻りまして，2 の課題のところでございます。臨時休業中は，クラ

ウドサービスを使った課題の配信であったり動画の配信であったり、いろいろ先生方もかなり頑張っておられましたが、なかなか実際にこの35校におきましても、授業で活用していくというところはまだ手探りで進めているという状況でございます。二つ目でございますが、やはりまだ技術的な不安を抱えている教員も少なからずございます。それから、やはり学校の間、教員間で、多少意識の差があることも課題として考えております。

今後の取組といたしましては、こういった課題に対応いたしまして、当課の指導主事が引き続き学校を訪問して、活用方法の情報提供や各校の取組を支援してまいります。また、6月に全ての学校35校を全部回らせていただいたのですが、その中でも少し不安があるような学校に対しましては、夏休みまでにもう1度、2度、3度と足を運びまして、研修なども行ってまいりたいと思っております。

さらに、各校の推進担当教員を集めた研修も企画しております。これを8月と11月に実施するのですが、各学校では、やはりよその学校で何をやっているのかを知りたいというニーズが非常に高いことでもありますので、他校の事例を共有したり、あとは横のネットワークを作っていて、皆さんで共有しながら、一緒に連携しながら進めていくというようなことができるような体制づくりに寄与していきたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： やはり、臨時休業中はやらなくてはと思っていたのですが、学校が始まってしまると、今までのやり方が通じてしまうので、なかなか進まないという先生方のお気持ちも分からないでもないですが、次の二波に備えて、より技術を磨いておこうというような、そういうやる気というかモチベーションを高めるような努力もしていただければなど。でも、使ったら面白いとは思っているので、是非やらなくてはということから活用できるようにしたいねというところに、少し進歩して研修を組んでいかなければいけないのかなと思いつつ聞いておりました。非常に積極的に使ってくださっているのが面白いと思いますし、発信もできるのではないかなと思います。

素朴な質問ですが、ここに映っているタブレットは、学校によって随分と形式が違うのですが、それはどういう特性で選んでおられるのか教えてください。

山崎学校教育情報推進課長： 御指摘のとおり、各35校で導入している機種につきましては、iPadとWindows機、それからChromebookの3種類がございます。これは、まず学校の方でそれぞれの教育にどのように使っていくかという、授業でどういうふうに取り組んでいくかということを検討した上で、どの機種が一番適しているかというのを選んでいただいております。

例えば、こちらの7ページにあります広島高等学校、こちらでは、アップルペンシルを使った授業というのを非常に工夫されておられます。例えば、二次関数のグラフのシミュレーションの写真が下に出ておりますけれども、こういった数学や理科の授業で、その図形を実際に自分で動かしてみたり、描いてみたり、書き込んでみるというようなことに、とても効果的に使っておられます。こうした授業をもともと検討して機種を選んでおりますので、様々ですけれども、やはりWindows機を選んでいる、もともと私もやはり就職してから、社会に出てから一番汎用性が高いWindows機のようなキーボードを使うということに慣れていただきたいという思いがありましたので、そこを重視してWindows機を選ばれた学校もありますし、ChromebookというのはGoogle社が出している機械なのですが、これは、実は中に何もソフトが入っていない、全てクラウドで処理をするという機械ですので、そういう意味で、非常に使い勝手、初期設定も簡単で、バッテリーの持ちがいいということで、常時使えるというような利点もあるということも聞いております。

菅田委員： 写真を見る限り、結構年配の先生も活用されているので、非常にほっとしたというか、頑張っていっていいのかなというのが分かりました。それと、授業だけではなく、生徒会活動にも使っているというのが非常にびっくりしたというか、いいなと思いました。アフターコロナにつながるならば、社会と一緒に、非常に喜ばしいことかなと思っています。

日本は欧米に比べてテレワークとか、そういったものが後れていると統計上はなっているらしいのですが、これに関しては少し私、異論反論はあるのですが、いずれにせよデジタル化がもう社会生活にも浸透していくということをいち早く学校が取り入れるという、そういったところは非常にいいことだし、まずスタートダッシュもでき

ているなということで、非常に安心をしました。以上です。

山崎学校教育情報化推進課長： ありがとうございます。特にやはり学校で生徒たちが、先ほど御紹介しました呉宮原高等学校の事例などもそうですけれども、生徒の方からこういう形で使いたいというような発案を基に取り組んでいるということは非常にすばらしいなと思っておりまして、学校の方でもこういった工夫がどんどん進んでいくのではないかと考えております。

また、部活動でも使っていきたいというようなアイデアも出ていますので、今後、授業以外、学校生活全般で使っていけるように支援をしていきたいと考えております。

中村委員： 活用状況を報告していただいて、思った以上にしっかり活用されているということ、嬉しいと思いました。そうは言いながら課題や不安もあるということなのですが、ここに書いてあるとおり対応していただきたいと思うのですが、臨時休業中の状況については、先月だったか御報告もいただいたのですけれども、やはり今後新型コロナウイルス感染症がどうなるかということでもありますし、正に昨日、今週も災害というか豪雨の対応で休校になったりしているところもあると思いますし、休業中にデジタル授業、オンライン授業ということになると、この授業で活用するというのと少しまた違う課題がいろいろあると、前回も御意見がいろいろあったと思いますので、やはり長期的にはそういう課題も潰していただくと必要があるだろうなと思います。平時であっても必ず登校しないといけないのかどうかとか、そういうことも恐らく長期的には課題というか、テーマの一つだろうとも思いますので、いろいろ研究していただければなと思います。以上です。

山崎学校教育情報化推進課長： ありがとうございます。このような、雨の時の臨時休業に関して言えば、まずはやはり身の安全を守るということが一番大事ですので、必ずしもこういった災害時の休業のときに同様の対応ができるかというのは、一つ考えないといけないところではあると思うのですが、この度のコロナウイルスの関係での臨時休業が長期化したことによって、健康観察のやり取りなども定期的にできるようになっていますので、この辺りの経験を生かしながら、例えば安否確認であったりとか、そういったところから生徒と学校が休業の日でもきちんとつながることができるようにというようなことも活用していけるのではないかと考えております。今後そういったことが学校の方でいろいろ工夫をされていけるように、こちらの方も考えていきたいと考えております。

細川委員： 繰り返しになるところもあるかとも思うのですが、本県はもともと新型コロナウイルス感染症の前からもうこの取組を入れて、一人1台のコンピュータ導入によってICTを活用した授業改善というものを進めていましたから、本来のその目的を見失わないように、たまたま新型コロナウイルス感染症が発生したからそちらのオンライン授業とかに行ってしまうけれども、本県はそれにかかわらず、これをどんどん進めていくのだというスタンスだったので、そのようにこれからも進んでいただけたらなというのを思いますし、学習面だけではなくて、先ほどは生徒総会などもありましたけれども、やはり担任の先生がクラスの子供たちの安否確認ができたり、今頃は夜中にすごい雨が降ったりしますので、特に沿岸部はひどかったのですけれども、そういうときにオンタイムというか、そのときそのときでもう、例えば避難しなくてはいけないようなところのその児童生徒がどうなのかとかいうような把握もできるでしょうし、そういう使い方も研究いただければなと思うところでもあります。

またそれから、私、今まで読書というのは、紙の本を読むものだと思っていたのですね。ところが、最近スマホでダウンロードして、本をデジタルで買えますよね。それだと、どこでも読めるのですよね、風が吹いたってめくれないし。それと、一番いいのは、厚い本を持って歩いて読まなくてもいいのですよ、これ教科書に取り入れられたらすごいだろうなと思って。

今、生徒さんは教科書を大きい鞆で持って行っているのですけれども、教科書をダウンロードするのは著作権か何か難しいかもしれないのですけれども、そういうことにどんどんこれが使われていくと、本当に子供たちももうデジタル化世代ですから、うまく使ってくれるのではないかなという気はするのですよね。厚い本もデジタル機器だけの厚さだけで持てるので、そういうところのこれからの取組も期待をしたいのですが、いかがでしょう。

山崎学校教育情報化推進課長： デジタル教科書というお話もありまして、国の方でもいろいろ検討は進んでいると聞いておりますので、今後そういった流れも出てくるのではないかと考えてはおります。

もちろんこういったことは、本県独自でできることでもございませんので、そういっ

た動きも見守りながら、できるだけ生徒たちが便利に、日常的に、簡単に使えるように進んでいくといいなと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、重森義務教育指導課長、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長： それでは、説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。こちらのスケジュール表にございますように、本日 7 月 10 日は、教科用図書を選定する際に参考とする選定資料について、それから令和 3 年度に県立義務教育学校で使用する教科用図書の選定に係る進捗状況について御説明をいたします。

まず、配付しております 3 点の選定資料について説明をいたします。3 点の内訳でございますけれども、この白い厚いものが中学校用教科用図書の選定資料でございます。それから、中学校用教科用図書を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料、それから 3 点目が、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の選定資料でございます。

これらの選定資料は、4 月 22 日の教育委員会会議において決定いただきました採択基本方針、こちらの薄い方の資料の 4 ページの 1 の (1) のア及びイのほうに示しております観点に基づきまして調査研究を行いまして、6 月 10 日の第 2 回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しております。これらの選定資料を参考にいたしまして、市町教育委員会及び各学校等はそれぞれに調査の観点・視点を定めまして調査研究を行い、教科書を選定することとなります。

なお、これらの選定資料は、市町教育委員会等の採択権者、各県立中学校及び特別支援学校に配付するとともに、広島県教育委員会のホームページでも公開をしているところでございます。

次に、県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御説明をいたします。義務教育諸学校の教科用図書の採択につきましては、法律の規定により 4 年ごとに行っています。中学校用教科用図書については、昨年度がちょうど採択替えの年で、昨年度もこのように協議をいただいておりますけれども、実は来年度、令和 3 年度から中学校の新しい学習指導要領が全面実施となりまして、これに基づいて作成された新しい中学校用教科用図書の採択を行う必要があることから、今年度もこのように採択事務を行っているところでございます。

それでは、薄い資料の 6 ページを御覧いただければと思います。表になっているものです。こちらは県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したものです。一番上の段につきましては、県立の三つの中学校の教育目標や育てたい生徒像等をお示ししております。そして中段にお示ししておりますのは、県教育委員会が作成した選定資料における観点 1 から観点 5 までの共通する五つの観点、それに加えて、観点 6 として、学校の教育の目標等に基づいて、各学校が独自に定めた学校の特色を生かす工夫でございます。

また、調査を行うために、観点ごとに具体的な視点を設定しているところですが、本日は、各学校の特色を示した観点 6 及びその視点について説明をさせていただきます。

下段左側を御覧になってください。広島中学校では、グローバル化時代において活躍することのできる人材の育成を目指しており、視点といたしましては、思考力、判断力、それから多文化理解、自ら学ぼうとする姿勢・意欲等の三つを設定しております。

次に、中央の広島叡智学園中学校の欄を御覧ください。広島叡智学園中学校では、社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても地域や世界のよりよい未来を創造できるリーダーの育成を目指しており、視点といたしましては、創造的・批判的思

考力、異なる文化・価値観を尊重しながら協議する力等の二つを設定しております。

最後に、右の三次中学校の欄を御覧ください。三次中学校では、各教科の学習を通して知・徳・体・志・美の調和の取れた人格を形成することを目指しており、視点といたしましては、知性、探究心、創造性、たくましさ、多様性を尊重し他者と協働する力、高い志等の三つを設定しております。

なお、実際の調査研究におきましては、昨年度の教育委員会会議でいただいた御意見を踏まえ、今年度より三校合同調査委員会を設けております。教科の専門性を生かした調査研究をより充実させるとともに、業務の効率化というものを図っているところでございます。

教科用図書の選定につきましては、3校とも校内に選定会議を設置し、各教科で行った調査研究の結果を踏まえ、総合的に判断をする予定でございます。

なお、来月の教育委員会会議では、この後御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めて、県立義務教育小学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について報告し、皆様方から御意見を伺う予定にしております。

私からは以上です。

三浦特別支援教育課長： 続きまして、特別支援学校中学部において、令和3年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明いたします。

資料の2ページにお戻りいただきまして、スケジュールが示してございます。これまでに各県立特別支援学校では、資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、7月3日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において、中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用いたします。知的障害のある生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用いたします。

選定資料は、先ほど義務教育指導課長が説明したとおり、三つでございます。

私からは、県立特別支援学校において、令和3年度から使用する中学校用教科用図書の選定の進捗について御説明いたしますけれども、調査研究の観点について、まず御説明させていただきます。

資料7ページを御覧ください。障害種別の生徒の実態の項を御覧ください。例えば、聴覚障害のある生徒には、聴覚障害のため、聴覚を通じた通常の情報獲得やコミュニケーションの成立に困難がある。音声情報の不足のため、言語習得や言語概念の形成等に困難があり、言語の指導に配慮・工夫が必要であるなどの実態がございます。そこで、教科書の選定に当たっては、聴覚障害に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。

一番下にお示ししてあります調査研究の観点を御覧ください。各県立特別支援学校は、県教育委員会が作成した選定資料に示す、種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。そのうち障害種別の調査研究の観点を整理し、作成したものが、別にお配りしております令和3年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書選定資料になります。そちらの方を御覧ください。

具体的な調査項目について御説明をいたします。資料の26ページを御覧ください。例えば、肢体不自由のある生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、歩行、書写等、日常生活の運動・動作に困難がございます。そこで、選定資料26ページの上段、御覧をいただくと、肢体不自由への配慮を要する内容等として、「上肢の複雑な動きを必要とする内容がある」を調査研究の観点とし、各教科書の世界の地域構成、日本の地域構成、地域調査の手法の単元において、上肢の複雑な動きを必要とする事例について調べ、下の表のように発行者ごとに整理をいたしました。肢体不自由以外の視覚障害、聴覚障害、病弱についても同様の観点を定め、調査研究を行いました。

今後、各校から提出のあった選定理由書等について、学習指導要領に則り、生徒の障害の状態に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 毎年毎年膨大な作業をしていただいて、大きな社会的な関心にもなりかねない作業です。慎重に進めていただいていること、とても感謝しております。

今年から、多分私が言ったのかなと思いますが、業務の効率化を図ってほしいというように、特別支援学校はなかなか学校種とか障害種があるので難しいようですね。けれども、中学校の方、県立中学校の方はまとめて介助してくださる方がおられるとお聞きしました。先生方はどう思っておられるのかなということ、やはり変えると、変えた効果とか、実際に体験された方がどう思っておられるのかというのが気になるので、もしよろしかったら教えてください。

重森義務教育指導課長： 昨年度の志々田委員の御意見などを踏まえ、個別に一人一人の声を聞いているわけではないのですが、本課の担当が取りまとめをしていることからいいですと、今年度はコロナ禍なので、そもそも集まらないということはあるのですが、やはり観点を1人で1から5までをやることになる、独りよがりにもなってしまうこともあるので、それについて、やはりみんなで交流できたということについては、ある意味、内容的にも精査できたということ聞いています。

あとは、やはり業務内容が多岐に渡り、多忙なので、それを分担してやることでよかったという声も聞いています。

志々田委員： ありがとうございます。少し安心しました、余計なことだったかもしれないと思ったので。

中村委員： この膨大な資料の作成、大変お疲れさまでございます。

先ほど御説明があったところで、せっかくなのでもう少しお聞きをしたいのですが、この特別支援学校の方の選定資料の26ページの肢体不自由、病弱の社会、正に説明いただいたところの上肢の複雑な動きを必要とする内容があるというのがそれぞれ出版社ごとにありますけれども、これはつまり、上肢の複雑な動きを必要とする内容があるというのは、プラスポイントという意味なのですか、マイナスポイントという意味なのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： プラスかマイナスかといえば、マイナスですが、その部分は配慮が必要だろうと。体を複雑に動かして学習するような内容が含まれていれば、肢体不自由の生徒はできないわけですので、何かに代えて学習を補っていかなくてはいけないということになれば、少し配慮が必要な教科書になるということで、プラス・マイナスでいえば、マイナスかなと思います。

近藤委員： 関連するのですが、この観点のところの黒丸は、いわゆるマイナスポイント、白丸はプラスポイントと見ていったらいいのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 調査研究の観点のところであれば、白丸がプラス、黒丸がマイナスというか、配慮が必要だということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

これもちまして、本日の会議の全ての日程を終了いたします。

(14:27)